

平成 22 年度大気環境中のアスベスト濃度調査結果について

県内の大気環境中のアスベスト濃度を把握するため、平成 17 年度から調査を実施しています。

平成 22 年度の調査の概要については、次のとおりです。

【調査方法】

調査は、住宅地域・幹線道路沿線等を代表する大気環境測定局やアスベスト使用履歴のあった工場周辺の県内の 4 地点において、夏季（7 月）及び冬季（11 月）に実施しました。

試料の採取及び分析は「アスベストモニタリングマニュアル（第 4.0 版）」（平成 22 年 6 月 環境省水・大気環境局大気環境課）に基づいて行いました。これは、位相差顕微鏡を用いて石綿以外の繊維を含む総繊維数濃度を求め、総繊維数濃度が 1 本 / リットルを超過した場合は、電子顕微鏡で物質を同定する方法です。

【測定結果】

平成 22 年度の夏季及び冬季において調査を実施した 4 地点では、総繊維数濃度が 1 本 / リットルを超えた地点はありませんでした。

大気環境中のアスベスト濃度の環境基準は定められておりませんが、大気汚染防止法によるアスベスト製品製造工場等の敷地境界基準である石綿の濃度の 10 本 / リットルと比較しても非常に低い値でした。

また、WHO によると、世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は 1 ~ 10 本 / リットル程度で、この程度であれば実質的には石綿のリスクはないとされておりす。

表 アスベスト大気環境調査結果

調査地点		総繊維数濃度（本/L）		<参考値> 石綿濃度（本/L）	
		夏季	冬季	夏季	冬季
甲府市	丸の内 1 丁目	0.63	0.23	ND	ND
甲府市	富士見 1 丁目	0.60	0.40	ND	ND
市川三郷町	高田	0.44	0.26	ND	ND
都留市	田原 3 丁目	0.39	0.33	ND	ND

マニュアル改訂により、平成 22 年度から測定方法が大幅に変更されました。参考値として、アスベストモニタリングマニュアル(第 3 版)（平成 19 年 5 月 環境省水・大気環境局大気環境課）に基づいた測定結果についても掲載します。